

しまね子育て応援パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、行政、企業及び子育て家庭が、パスポートを媒介として子育てに主体的に関わることを通じて、島根の未来を担う子ども達の健やかな成長を地域が一体となって応援する「子育ての社会化」に向けた意識啓発及び気運醸成を進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パスポート」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県が市町村の窓口等で「しまね子育て応援パスポート」として交付するプラスチックカード（以下「1号パスポート」という。）
 - (2) 県がこの事業を実施するために配信するアプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」という。）上で交付され、当該アプリ上に表示される「しまね子育て応援パスポート」の画面（以下「2号パスポート」という。）
- 2 この要綱において「子育て家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する者がいる家庭をいう。
- (1) 児童（満18歳未満）又は満18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあ
る者（日本国籍を有しない者を含む。）
 - (2) 妊娠中の者（日本国籍を有しない者を含む。）
- 3 この要綱において「協賛店」とは、この事業の趣旨に賛同し、子育て家庭に対するサービスを提供する事業所として、島根県知事（以下「知事」という。）が登録したものをいう。

(事業)

第3条 この事業は、子育て家庭が協賛店にパスポートを提示し、提示を受けた協賛店が協賛申込書に記載した子育て支援サービスを提供するもので、日常生活の中でこれを反復継続することによって、第1条の目的を達成しようとするものである。

- 2 子育て家庭は、事業の趣旨を理解し、パスポートの交付を受けることによって、主体的にこの事業に参加する。

(事業の運営主体)

第4条 この事業は、県と市町村が共同して運営するものとし、この要綱に規定する事務を分担する。

- 2 県及び市町村は、協賛店の増加とパスポートの利用拡大による相乗効果が発揮されるよう、この事業の趣旨を県民及び企業等に周知し、事業の普及及び円滑な実施に努める。
- 3 県は、アプリの作成及び提供、2号パスポートの交付並びに協賛店の登録を行う。
- 4 市町村は、子育て家庭に1号パスポートの交付を行う。
- 5 この事業の運営について必要な事務で、この要綱に定めのないものについては、県と市町村の間、又は関係市町村間で協議、調整して行う。

(1号パスポートの交付)

第5条 市町村長は、当該市町村に住所を有する1号パスポートの交付対象者の申請に基づいて、1号パスポートを交付するものとし、その手続については知事が別に定める。

- 2 1号パスポートの交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 第2条第2項第1号に規定する者の保護者

- (2) 第2条第2項第2号に規定する者又はその配偶者
- 3 前項に規定する交付対象者が、特別な事情により、市町村長から1号パスポートの交付を受けることができない場合は、知事が交付方法を別に定めることができる。
- 4 この事業の目的を達成するために特に必要がある場合は、前3項の規定にかかわらず、知事は、交付対象者を別途指定し、その者に対する交付手続を別に定めることができる。

(2号パスポートの交付)

第6条 知事は、2号パスポートの交付対象者の申請に基づいて、2号パスポートを交付するものとし、その手続については別に定める。

- 2 2号パスポートの交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 1号パスポートの交付を受けた者
- (2) 前号に掲げる者(前条第4項の規定による1号パスポートの交付を受けた者(以下「指定交付者」という。以下同じ。)を除く。)の配偶者
- (3) 第1号に掲げる者(指定交付者を除く。)の2親等内の親族(満18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)
- (4) その他知事が適当と認める者

(パスポートの利用)

第7条 パスポートを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) パスポートの交付を受けた者
- (2) 前号に掲げる者(指定交付者を除く。)の配偶者
- (3) 第1号に掲げる者(指定交付者及び前条第2項第3号に該当する者として2号パスポートの交付を受けた者を除く。)の2親等内の親族(満18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)
- 2 利用者は、パスポートを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(協賛店の登録)

第8条 協賛店の登録を受けようとする事業所は、知事に協賛申込書を提出する。

- 2 知事は、申込内容を適当と認めるときは、協賛店として登録する。
- 3 知事は、協賛店を登録したときは、協賛ステッカーを交付する。
- 4 協賛店は、協賛ステッカーを店内に掲示し、提供する子育て支援サービスの内容を、利用者が分かるように周知する。

(変更の届出)

第9条 協賛店は、申込内容を変更する場合は、知事に届け出る。

- 2 協賛店は、提供する子育て支援サービス内容を変更する場合は、あらかじめ利用者に周知する。

(中止の届出)

第10条 協賛店は、サービスの提供を中止する場合は、知事に届け出る。

- 2 協賛店は、協賛を中止しようとするときは、あらかじめ利用者に周知するものとし、中止したときは、速やかに協賛ステッカーの掲示を取り止める。

(協賛店の取り消し)

第11条 知事は、協賛店の申請内容が事実と異なっていることが判明した場合は、登録を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、しまね子育て応援パスポート事業の運用・解釈等については、必要の都度、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。